第六条の五	法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
第六条の六第一項及び第六条の七	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第九項
前条	前条各号	次条第一項において準用する前条各号

（事故故障等の報告）

第六条の十　法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一～四　略］

五　気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第四号の濃度限度を超えたとき。

六　液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第七号の濃度限度を超えたとき。

［七～十　略］

十一　放射線業務従事者について第二条の十一の五第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二　［略］

（届出書類の提出部数）

第九条　法第五十五条第二項及び第五十五条の四第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第十条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　略］

［同上］	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第五項
第六条の六第一項及び前条	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第九項

（事故故障等の報告）

第六条の十　［同上］

［一～四　同上］

五　気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第四号の濃度限度を超えたとき。

六　液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第七号の濃度限度を超えたとき。

［七～十　同上］

十一　放射線業務従事者について第二条の十一の四第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二　［同上］

（届出書類の提出部数）

第九条　法第五十五条第二項又は法第五十五条の五第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第十条　法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の五によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第十一条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　同上］